

国分寺市介護老人保健施設すこやか及び 国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあい 指定管理者申請要項

国分寺市介護老人保健施設すこやか及び国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあいにおける指定管理について、令和5年3月31日で指定管理期間が終了します。引き続き、指定管理業務を希望する場合はこの申請要項に基づき申請してください。なお、高齢者在宅サービスセンターふれあいは、介護老人保健施設すこやかとは別の公の施設ですが、介護老人保健施設と一体的に運営されるものであることから、一の指定管理者で管理することとします。したがって、申請はひとつとし、内容についても一体的に記述してください。

また、申請に当たっては、必ず「指定管理者制度の運用指針」（市ホームページに掲載）をよくお読みください。

1. 対象施設の名称、所在地、設置目的、規模等その他施設に係わる概要

(1) 施設の名称、所在地

施設の名称：国分寺市介護老人保健施設すこやか及び国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあい

施設の所在地：国分寺市泉町二丁目3番8号

(2) 国分寺市介護老人保健施設すこやか及び国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあいの設置目的

高齢者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 規模等その他施設に係わる概要

別紙国分寺市介護老人保健施設すこやか及び国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあい指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(4) 指定管理費

指定期間中に市が負担する指定管理費はありません。介護報酬、個室等利用料及び利用者負担金等で賄うものとします。

2. 指定管理者が管理する業務の範囲

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的な内容は仕様書を参照してください。

(1) 業務の範囲

①介護老人保健施設すこやか及び高齢者在宅サービスセンターふれあいの事業運営に関すること。

②施設の使用承認等及び介護報酬、利用料、利用者負担金の徴収等に関すること。

③使用承認の変更及び取消しに関すること。

④施設の使用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。

⑤施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。

⑥施設の簡易修繕に関する業務に関すること。

⑦施設の管理運営に関して、市長が必要と認めること。

(2) 業務に係る条件

①開館日は通年とする。ただし、高齢者在宅サービスセンターふれあいについては、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除きます。

②業務時間等は仕様書によることとします。

(3) 業務に係る水準

仕様書を参照してください。

3. 自主事業の提案

(1) 「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。市民サービスの向上に効果的で、かつ効率的な「自主事業」の提案をしていただきます。なお、事業にかかる経費については、原則として指定管理者の自己財源（講座等の参加者負担金などを含む。）で賄うものとします。

(2) 自主事業の提案は、提出書類の事業計画及び企画提案書により提案してください。また、自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。

(3) 提案された自主事業の内容や実施については、全て市と協議の上決定します。

4. 利用料金制に関する事項

介護報酬，個室等利用料及び利用者負担金については，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項により「利用料金制」を採用し，指定管理者の収入とします。

5. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

6. 応募資格

- (1) 当施設の管理運営を，安全かつ円滑に行える団体又は法人（以下「団体等」という。）。
- (2) 団体等又は代表者が，次の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
 - ② 申請期間において，国分寺市から指名停止措置を受けているもの。
 - ③ 法人の場合は，最新の営業年度の法人税，消費税及び地方消費税，法人事業税，法人住民税を滞納しているもの。法人以外の団体の場合は，代表者の最新の所得税，個人住民税，個人事業税，消費税及び地方消費税を滞納しているもの。（申請者の所在地が東京都特別区にある場合は，法人市民税は法人住民税，市民税は特別区民税となります。）
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号），民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体。
 - ⑥ 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第31号）第3条第2項から第4項までに規定するもの。
- (3) 当施設に，別紙仕様書の範囲で，資格を有する人員を配置できること。
- (4) 当施設に，防火管理者の資格を有する人員が配置できること。

7. 申請手続

- (1) 提出書類
「別表 提出書類一覧表」を参照してください。
- (2) 質疑及び回答
質問は，下記受付期間内に文書により行うこととします。持参，郵送，FAX，Eメールいずれの方法でも受け付けます。回答は，質問をした団体等に，FAX又はEメールで送付します。
質問受付期間：令和4年8月15日（月）から令和4年8月22日（月）
- (3) 申請書等の提出
 - ① 提出期間：令和4年8月22日（月）から令和4年8月31日（水）まで
午前9時から正午，午後1時から午後5時
※ただし，土・日曜日を除く
 - ② 提出先：国分寺市福祉部高齢福祉課（いずみプラザ）
必要書類を整えて，上記窓口まで持参してください。郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は受け付けません（提出いただいた書類については，返却いたしませんのであらかじめ御了承ください。）。
また，市が必要と認める場合は，市が追加の資料提出を求める場合があります。
原則として，一度提出し受け付けたものの訂正や差替え等はできませんので，注意の上，作成処理をお願いします。
※申請に要する経費は，申請者の負担とします。
- (4) 申請書類・審査に関する情報公開等
提出された書類等は，指定管理者制度の運用指針に記載のとおり，国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）の規定に基づく情報公開対象文書，市ホームページ及びオープンナーにおける公表文書並びに市議会の委員会審査における提出資料となります。

8. 指定管理候補者の選定等

- (1) 資格審査
次に該当する申請は，資格がないものとします。

- ①資格要件を欠くもの、又は提出書類に不備があるもの。
- ②提出書類に虚偽の記載があったもの。
- ③その他選定に係る不正行為があったもの。
- (2) 選定委員会による審議
市が設置する指定管理者候補者選定委員会で下記の事項について評価基準に基づき評価を行います。選定の際の評価の基準としては、次のとおりとします。
 - ①団体の理念・姿勢
 - ②団体の安定性
 - ③団体の継続性
 - ④団体運営の透明性・公平性
 - ⑤団体運営における法令等の遵守状況
 - ⑥運営実績
 - ⑦効率・効果的運営への取組み状況
 - ⑧受託への熱意・意欲
 - ⑨事業運営の独創性
 - ⑩施設管理の安全性への配慮
 - ⑪利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
 - ⑫社員等の育成状況
 - ⑬個人情報保護対策状況
 - ⑭自主事業などの提案
 - ⑮障害者の雇用状況
 - ⑯高齢者の雇用状況
 - ⑰管理運営に必要な提案金額
 - ⑱環境への配慮
 - ⑲地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）
 - ⑳災害時の対応
 - ㉑新規利用者獲得のための取組み
- (3) プレゼンテーション
今回の募集において、プレゼンテーションは実施いたしません。
- (4) 選定結果の通知
選定結果は、申請者に書面で通知します。審査内容、選定理由についての問合せには、お答えできません。

9. 選定結果後の手続等

- (1) 仮協定書の締結
指定管理者の候補者を決定後、速やかに仮の協定書を締結します。
- (2) 市議会の議決
指定管理者の候補者を選定後、指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を得ます。ただし、議決を得るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときには、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。
なお、議決を得ることができなかつた場合において指定管理者の候補者が支出した費用等については、補償しないことを御了承ください。
- (3) 本協定の締結
指定管理者の指定及び本協定締結は、議会の議決後に行います。
- (4) 指定管理業務の準備
指定管理者は、指定の日に円滑に業務を開始するため、事業の引継ぎ等を含め指定の前日に必要な準備を開始していただきます。

10. 仮協定書、本協定書で締結する事項

- (1) 市の条例・方針等の遵守に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
- (4) 施設の安全対策に関する事項
- (5) 災害等の緊急時の対応に関する事項
- (6) 苦情対応に関する事項
- (7) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 業務実施状況等の確認に関する事項

- (9) モニタリング・評価に関する事項（利用者アンケート調査実施及び事業実施状況自己評価）
- (10) 指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項
- (11) 施設使用料の扱いに関する事項
- (12) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
 - ・ 指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
 - ・ 指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
 - ・ 期間の途中で相手から解約の申し出があった場合の損害賠償に関する事項
- (13) 指定の取消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合に従来の指定管理者に対して、新指定管理者に管理運営に必要な事項等について引継ぎを行う義務を課すための事項
- (14) 原状回復に関する事項
- (15) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (16) 権利・義務の譲渡の禁止等に関する事項
- (17) 個人情報の保護に関する事項
- (18) 情報公開に関する事項
- (19) 文書の管理・保存の徹底に関する事項
- (20) 監査委員による監査に関する事項
- (21) その他特に必要な事項（具体化したサービス水準等）

11. 指定管理者に係る基本事項

- (1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、法、国分寺市介護老人保健施設条例（平成11年条例第52号）、国分寺市高齢者在宅サービスセンター条例（平成11年条例第53号）、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、国分寺市個人情報保護条例（平成11年条例第34号）、国分寺市情報公開条例、国分寺市オンブズパーソン条例（平成14年条例第50号）、国分寺市公共調達条例（平成24年条例第35号）、国分寺市暴力団排除条例その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。
- (2) 管理人員

仕様書を参照してください。
- (3) 指定管理に係る経費

協定期間中に市が負担する指定管理費はなく、介護報酬、個室等利用料及び利用者負担金等で賄うものとします。
- (4) 業務の委託

包括的な業務の委託については認められません。個別の業務（清掃、保守点検業務等）の委託については、事前に本市との協議が必要です。
- (5) 障害者差別解消法等に基づく対応

指定管理者制度導入施設は、市が設置した公の施設であることから、指定管理者においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（平成30年条例第86号）に基づき、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供について、適切に対応する必要があります。
- (6) 責任者氏名の公開

指定管理者の指定後、施設管理者等の責任者氏名は公開となります。
- (7) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

12. その他特に必要な事項

- (1) 地域雇用の推進

新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を促進してください。
- (2) 接触の禁止

本件業務に係る本市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しとなります。
- (3) 個人情報保護制度の変更予定

個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われ、令和5年4月1日に全面施行されることに伴い、国分寺市においても、個人情報保護条例等、関連する諸制度の変更を予定しています。制度変更後の指定管理業務における個人情報の保護に関する事項については、必要に

応じて協議することとします。

13. 担当課

〒185-0024

東京都国分寺市泉町二丁目3番8号（いずみプラザ内）

国分寺市 福祉部 高齢福祉課

電話 042-321-1301

FAX 042-320-1180

Eメール koureihekushi@city.kokubunji.tokyo.jp